

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 5 月から同年 9 月まで

私は、昭和 61 年 6 月に開店し、A 村（現在は、B 村）役場で住民票の異動手続を行った際、国民年金が未納となっているので、過去の未納保険料も払うように言われ、保険料を納付した。申立期間①が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間②は、平成 2 年 7 月に還付・充当したと記録されているが、私は還付金を受け取っていないので、納付した申立期間の保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立期間①直前の昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の保険料を追納しており、申立期間以降の国民年金保険料を全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入経緯、加入場所及び保険料の納付場所等について具体的に記憶している上、A 村では、申立人の主張するとおり、国民年金保険料未納者には、将来の年金受給について説明し、納付を促していたと説明しており、当時村には国庫金を扱う指定金融機関が無かったので、役場の収入役で納付金を預かり、金融機関の口座で納付を行っていたと説明していることから、申立内容に不自然さはみられない。

一方、申立期間②については、A 村の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②の国民年金保険料は、時効消滅後の納付であったため還付されたこ

とが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立期間②の還付決議が行われた平成2年6月4日の時点で、昭和63年5月、同年6月、同年8月及び同年9月が未納であったことから、当該4か月に充当され、保険料の差額分6,200円が還付されていることが確認できる上、申立人の還付方法は、申立人の実家の近くにある金融機関窓口が送金先に指定されていることを踏まえると、これらの事務処理の記録に不自然さは無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月

私は、昭和54年3月に会社を退職後、初めて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除いて未納は無い上、申立人は国民年金と厚生年金保険の切替手続を複数回適切に行っており、申立人の納付意識の高さ及び国民年金制度への理解の深さがうかがえる。

また、申立人は県外の会社を退職後、帰郷して国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日調査により、昭和54年3月末から同年4月までの間に払い出されていることから、申立人が同年4月中に国民年金の加入手続を行ったことが推認できる。

さらに、申立人の年金手帳及びA町の被保険者名簿には、申立人の国民年金資格取得日が昭和54年3月20日と記録されていることから、申立人は加入手続の時点で、申立期間の保険料を納付することは可能であったと認められる上、同年4月からは保険料を納付していることから、申立人が申立期間のみについて保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間後の昭和54年5月について、申立人が保管していた国民年金保険料受領証により納付記録が追加（厚生年金保険期間のため平成22年11月20日還付決議）されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から41年3月まで

申立期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたのに、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間前後の国民年金の加入期間について、国民年金保険料を納付している。

また、申立人は申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の夫は申立期間の保険料を納付していることが確認できることから、申立期間についても申立人の保険料も一緒に納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成5年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年1月1日まで

A事業所に勤務していた平成4年12月について、給与から同年12月分の厚生年金保険料を控除されているので、資格喪失年月日を同年12月31日から5年1月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できる上、同事業所は、申立人の平成4年12月の厚生年金保険料を給与から控除していたと回答していることから、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、当該月の前月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は社会保険事務所（当時）に納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無く、事業主が資格喪失日を平成5年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを4年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は18万6,000円、同年12月10日は23万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなってしまうので、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に事業主が提出した賞与支払届に基づき、平成22年7月2日に訂正され、当該期間のうち、19年6月29日は18万6,000円、同年12月10日は24万3,000円と記録されているところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により当該期間は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとされている。

しかしながら、申立人が提出した給与明細書及び事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は18万6,000円、同年12月10日は23万

7,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②に係る標準賞与額は、前述の給与明細書及び給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は総支給額から、平成 19 年 6 月 29 日は 18 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 23 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年11月1日から42年8月1日まで
申立期間は、脱退手当金を支給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に基づき計算され、その支給額に計算上の誤りは無く、また、昭和32年9月30日までの厚生年金保険被保険者記録が記載されている申立人の厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給手続において、厚生省（当時）が同台帳の写しを社会保険事務所（当時）に送付した場合に押印される「42.10.14 回答済」との記載が認められるところ、この回答日から支給決定日である42年11月28日までは約1か月半と接近しており、また、同原票には社会保険事務所が支給決定した場合に押印される「脱手 42.11.11 B 社保」との記載も認められ、申立期間の脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月21日から35年2月16日まで

A社に勤務していた期間については脱退手当金を受給したが、その後のB社に勤務していた申立期間については受給していないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性52人のうち、申立人の資格喪失日から前後2年以内に資格喪失した脱退手当金の受給権を有する22人の支給記録を調査したところ、受給者は12人であり、そのうち10人が資格喪失日から6か月以内に脱退手当金の支給決定を受けていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性がうかがわれる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算され、その支給額に誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和35年5月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 11 月 30 日から 41 年 2 月 27 日まで
申立期間は、脱退手当金を支給したとの記録になっているが、脱退手当金の受給手続を行っておらず、受給した記憶が無いので、受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る脱退手当金は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録に基づき計算され、その支給額に計算上の誤りは無く、また、同原票には脱退手当金の支給を意味する「脱手 42. 3. 10B 社保」の押印が認められ、申立期間の脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。